

温泉の飲用利用許可にかかる取扱要領

この要領は、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 15 条第 3 項に規定する温泉の成分が衛生上有害であると認められる基準及び温泉を飲用する者に健康被害が生じないための施設の構造設備基準等を定めるものとする。

1 飲用利用について

(1) 飲用に当たって

源泉から飲用場所までは、飲用に専用の配管を設け、温泉が滞留することなく供給を行い、飲用場所においては蛇口を常時開放すること。

飲用に供する温泉は、源泉から直接供給した新鮮な温泉とし、当該温泉は、土壌汚染又は地下水汚染等の影響を受けておらず、飲用に当たって循環ろ過又は消毒等を行わず、貯湯槽又は中継槽等の温泉の滞留の要因となる設備を経由しないこと。

温泉の利用許可申請を行うに当たって、「温泉の成分が衛生上有害であるかどうかを審査するために知事が必要と認める書類」は、別紙 1 のとおりとする。

温泉の飲用に起因する健康被害が発生した場合は、直ちに飲用を中止し、原因を究明するとともに、原因を解消すること。

温泉を飲用に供するための設備は 1 年に 1 回以上点検及び清掃を行い、当該設備を変更するときは、変更を行おうとする日の 30 日以上前までに高知県健康政策部薬務衛生課（以下「薬務衛生課」という。）に協議を行うこと。

(2) 飲用可否の判断基準（温泉中の成分濃度）について

別紙 2 「飲用可否の判断基準（温泉中の成分濃度）」のとおりとする。

(3) 飲用可否の判断基準（その他の事項）について

「温泉の飲用利用に当たってのチェックリスト」（様式 1）の内容に不備がないこと、温泉療法に見識のある医師から飲用に当たって特段の意見がないこと及び源泉に影響を与える土壌汚染又は地下水汚染がないことを確認の上で許可を行う。

2 飲用許容量

温泉を飲用に供する場合は、1 回の飲用量を 100 ミリリットルから 150 ミリリットルまでとし、1 日の飲用量は 200 ミリリットルから 500 ミリリットルまで又は次に掲げる飲用許容量の最も少ない容量を超えないこと。温泉を希釈して飲用に供する場合は、希釈後の容量で飲用量及び飲用許容量を設定すること。

なお、服薬中の者又は病気治療中の者等は、主治医等の指示に従うこと。

(1) 16歳以上の者

①ヒ素

摂取許容量 0.1mg

飲用許容量 $(0.1/A \times 1000)$ mL

②銅

摂取許容量 2.0mg

飲用許容量 $(2.0/A \times 1000)$ mL

③フッ素

摂取許容量 1.6mg

飲用許容量 $(1.6/A \times 1000)$ mL

④鉛

摂取許容量 0.2mg

飲用許容量 $(0.2/A \times 1000)$ mL

⑤水銀

摂取許容量 0.002mg

飲用許容量 $(0.002/A \times 1000)$ mL

⑥遊離炭酸

摂取許容量 1000mg

飲用許容量 $(1000/A \times 1000)$ mL

⑦ナトリウム

摂取許容量 1200mg

飲用許容量 $(1200/A \times 1000)$ mL

⑧カリウム

摂取許容量 900mg

飲用許容量 $(900/A \times 1000)$ mL

⑨マグネシウム

摂取許容量 300mg

飲用許容量 $(300/A \times 1000)$ mL

⑩ヨウ素

摂取許容量 0.1mg

飲用許容量 $(0.1/A \times 1000)$ mL

⑪ホウ素

摂取許容量 4.9mg

飲用許容量 $(4.9/A \times 1000)$ mL

⑫アルミニウム

摂取許容量 14.5mg

飲用許容量 $(14.5/A \times 1000)$ mL

⑬鉄

摂取許容量 33.7mg

飲用許容量 $(33.7/A \times 1000)$ mL

⑭マンガン

摂取許容量 9.2mg

飲用許容量 $(9.2/A \times 1000)$ mL

⑮カルシウム

摂取許容量 2000mg

飲用許容量 $(2000/A \times 1000)$ mL

※Aは、当該温泉1キログラム中に含まれる成分の重量（ミリグラム）の数値

(2) 15歳以下の者

原則として飲用を行わないこと。ただし、例外的に飲用する場合は、温泉療法に見識のある医師の指導を受けること。

3 水質検査

日常又は定期の水質検査で異常が発生した場合、直ちに飲用を中止し、管轄の保健所及び業務衛生課に報告するとともに、異常の原因を究明及び解消すること。

(1) 日常

毎日、営業前後で臭気、味、色及び濁りを検査し、飲用に適するかどうかを判断すること。結果については様式1により記録し、記録を3年間保管すること。

(2) 定期

1年に1回以上、温泉及び希釈水について別紙2の成分について分析を行い、基準値に適合していることを確認すること。水質検査結果により飲用許容量の変更又は飲用に供することができなくなった場合は、直ちに対応すること。

なお、水質検査結果は3年間保管すること。

4 施設の管理

(1) 源泉

①飲用に供する温泉源は、湧出する温泉に表流水や浅層地下水及び下水溝の水等が温泉中に侵入しないよう遮断されていること。

②源泉の周辺は特に衛生的に管理すること。

③ガス抜き孔等の開口部が汚染されないこと。

④温泉が滞留せずに汲み上げられること。

(2) 引（送）湯管

①配管には圧力計を設置し、常に一定圧力以上に保ち、地中埋設部分で浅層地下水、表流水及び下水溝等の水等が継手部分から混入しないこと。また、地中埋設部分は、温泉の汚染の恐れのある場所を通過しないこと。

- ②配管内に温泉が満たされ、滞留することなく、安定して温泉が飲用場所に供給されることを確認すること。温泉の湧出量が十分でなく、安定した温泉の供給ができない場合は、飲用を中止すること。
- ③配管は、温泉成分等により変質又は腐食等を起こさない材質を用いること。
- ④配管は、飲用に専用のものであること。
- ⑤配管は、原則として地上配管とし、異常が目視により確認できること。
- ⑥配管は、温泉が滞留しない構造であること。

(3) 飲用場所

- ①飲用に用いるコップ等は、使い捨てのものを用いること。
- ②飲用前のコップと飲用後のコップと混同しないようにすること。
- ③飲用場所に飲用許容量その他必要な飲用上の注意を掲示すること。特に複数の成分により1日の最大飲用量が500ミリリットル未満となる場合、最少量の飲用許容量を掲示すること。
- ④飲用及び希釈水の蛇口は浴室以外の屋内の衛生上支障のない場所に設置すること。
- ⑤飲用の蛇口は常に開放し、温泉を滞留させないこと。滞留させた場合は、水質検査を実施し、安全性を確認したことを保健所及び薬務衛生課に報告後、飲用を再開すること。
- ⑥飲用の蛇口から排出された温泉は、飲用又は浴用に再利用しないこと。
- ⑦pH（水素濃度イオン指数をいう。以下同じ。）が4以下又は9以上の温泉を飲用に供する場合は、希釈しpHが4から9までの範囲とすること。なお、希釈に用いる水は、水道水又は飲用に適した水であること。
- ⑧飲用する温泉を持ち帰らせないこと。
- ⑨飲用場所に緊急の連絡先を掲示し、緊急の連絡に対しては、24時間対応すること。

5 飲用管理計画書

温泉を飲用に供するための設備の維持管理等については、飲用管理計画を定めること。飲用管理計画に基づいた管理実績は書面にとりまとめ、3年間保管すること。

6 その他

毎年4月30日までに前年度分の水質検査結果、日次点検表（様式2）及び月次点検表（様式3）等の管理実績を提出すること。

附 則

この要領は、令和5年4月5日から施行する。